

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・ <u>生物</u> <u>景観</u> ・ <u>その他</u> (生態系)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 計画書だけではまだ不明な点があり、質問も含めて記載します。 まず、セル方式について、もう少し詳しく知りたい。 最下層に色の違う層が 2 層ありますが、これは何ですか？材質、目的は何か？ 1 日分のゴミを 1 つのセルとするとありますが、各層について平面的にイメージすると魚のうろこのような感じの埋設状況となりますか？ 中間覆土及び一日毎の覆土の厚さは何メートルですか？ 覆土に要する土は外部から移送されますか、計画区域内で調達しますか？ 外部から移送する場合に、1 日の搬入量の内訳は、ゴミと覆土でどのような割合になりますか？ 計画区域内で調達する場合、その土砂の分だけ、計画の埋め立て容積量増すことになりましたが、そのことは事業計画書に盛り込まれていますか？ 何年何月何日に埋設した地点はこの場所の地下何メートルといった形で特定可能と考えられますが、そのような報告書の作成は予定されていますか？そうすることにより、埋め立て地の 3 次元モデル化が可能と考えられますが、どう考えますか？ 以上の問いを踏まえて、万が一再処分が必要な物質が廃棄されていた場合に、ピンポイントにその物質を掘り返し撤去することは理論上可能ですか？ 想定上有り得ないことが生じた場合の対策の可能性についての確認として回答を希望しま	

す。

生態系の変化について懸念があります。

現状の生物についての調査は行われ、貴重動植物に対する対策が取られていることは分かりました。問題とするのは事後の生態系の変化についてです。昨今外来動植物による本来の生態系への悪影響が叫ばれて、対策が求められています。

外来動植物の侵入は、直ぐには分からず時間が経つ事により顕在化する場合が多い事を踏まえ、事業終了後においても一定期間（数年間？）変化を見守り、異常が生じた場合には対策を実施する必要があります。事業者としてこのことについてどのように考え、対応を計画していますか。もし計画がない場合には、対応計画の作成と開示を要望します。

事業終了後には標高 310 メートルに 16500 平米の平地が残るという理解で正しいですか。その後の土地の利活用について地元民への還元を考えているとの話がありました。具体的にはどのようなことを想定していますか？

埋め立て容積 251,055 m³を 300 m³で割ると、約 837 日。837 日を 284 日で割ると約 2.94。事業期間は約 3 年ということですね。

300 m³を搬入車両 20 台で割ると、1 台 15 m³。想定する 1 台あたりの搬入量の容積はいくらですか。それによっては、計算が合わないことはないですか？

埋設量目安 300 m³には、覆土の容量も含まれますか。含まれる場合にはその割合はいくらですか？ 4 t 車及び 10 t 車に詰める廃棄物の容積と重量はいくらですか？

計画書の数字について、検証可能な数字を示してください。

説明会の中で、土地の基盤は岩盤であり、埋め立てに先立ち堆積層を取り除くと話がありました。その土砂はどこに留置する予定ですか？留置される土砂の体積はいくらですか？また、その土砂に対する防災対策はどのようになっていますか？

明確な意見の形を示すための情報が不足しており、上記の質問への回答を見たうえで再度意見書を出させていただければと存じます。

理由（必須）

計画書には記載されていない点について確認の上、ことの真偽を把握し、正確な意見を提案するため。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明 ）